

## 令和3年度 第3回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和3年10月4日（月）18：00～20：00

開催場所：伊丹市立総合教育センター 2階 講座室

出席委員：直田会長、有田副会長、白井委員、阿部委員、岡田（久）委員、中野委員、宮内委員、岡田（眞）委員

### 1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中8名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者1名。
- ・あらかじめ郵送した会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、有田副会長と白井委員。

### 2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

#### 議 論

会 長： ただいまより、令和3年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。諮問書の内容に従い、次第に沿って進めさせていただきますにあたり、(1)の「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて、「条例改正の必要性検討」に関して、阪神他市の条例等動向について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局： 条例制定時期については、阪神間で最も早い時期に制定したのは宝塚市で、次いで伊丹市であった。その他の自治体に関しては、平成28年度に制定した尼崎市であった。

各市の条例における見直し検討に関する条文の有無については、伊丹市をはじめ、西宮市、芦屋市、三田市が規定ありとなっている。これら見直し検討に関する規定などに基づき、各市において条例改正が実施されたか否かについては、伊丹市以外においては改正等の実績はなかった。

また、比較的直近に条例を制定された尼崎市や見直し検討を実施された宝塚市、三田市の条例と比較した際、伊丹市と大きく条例の内容に相違があるものはないと考えられる。

一方、宝塚市においては、まちづくり基本条例の改正等は実施されていないが、協働に関する内容や地域、コミュニティに関する内容を新たに設けた「協働のまちづくり推進条例」が令和3年4月1日を施行期日として制定されたとのことであった。内容としては、伊丹市における「協働の指針」や「まちづくり基本条例」において規定された「地域コミュニティ」等の内容が条例に盛り込まれたとのことだった。

会 長： 次に、市民アンケートの回答内容について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局： 令和3年5月1日から1ヶ月間に及び市民アンケートを実施した集計結果について、ご説明申し上げます。市民アンケートはまちづくり基本条例の認知度をはじめとする全20問により構成された内容だった。実際の市民アンケートは資料8をご参照されたい。

市民アンケートは伊丹在住の18歳以上の3,167名の方に送付し、1,310名の方からの回答があり、回答率としては約41.4%であった。

第1問「まちづくり基本条例をご存知ですか」という設問に対して、何らかの形で条例を認知されている方が約38%となっていた。第4回見直し時のアンケート結果は約46%であったため、約8ポイントの低下となった。

第2問「まちづくり基本条例の内容で知っているものはどれですか」という設問に対しては、複数回答の中で最も多かった内容が「地域自治

組織」で約 25%、次いで「コミュニティ」で約 24%となっていた。第 4 回見直し時のアンケートでは、質問文は若干異なるものの、同様の趣旨の設問で条例の内容について認知している内容は「コミュニティ」が約 35%、「市民まちづくりプラザ」が約 28%であった。

第 3 問「あなたが知っている市政に参画する仕組みはどれですか」という設問に対しては、「知っている仕組みはない」と回答された方が約 47%と最も多い結果となった。一方、知っている内容の中で最も多かった内容が「市の実施するアンケートや市民意識調査など」で約 36%、次いで「パブリックコメント」、「市民会議や意見交換会など、自由に意見を言える場」が同回答数で約 15%であった。

第 4 問「あなたが市政に参画することができる仕組みはどれですか」という設問に対して、複数回答の中で最も多かった内容が「市の実施するアンケートや市民意識調査など」で約 51%であった。次いで「市ホームページや LINE、Facebook、Twitter などの SNS 等を活用した電子媒体での意見の提出など」で約 26%であった。

以上の結果より、これまでも継続的に実施している市民アンケートが、参画の推進に対して一定の効果があるものとして認識している。また、「電子媒体での意見の提出など」が、全体のおよそ 1/4 を占めていることから、今後さらなる市民参画を推進する上で、従来の手法に加えて電子媒体等の活用が効果的であると認識している。

第 5 問「問 4 の選択肢にある仕組みを活用し、市政に参画したいと思いますか」という設問に対して、「既に参画している」、「積極的に参画したい」、「機会があれば参画したい」に加え、「参画したいが難しい」と回答された、「参画したい」との意識が一定ある方の割合が約 67%となった。

第 6 問「問 5 で「4. 参画したいが難しい」、「5. 参画したいとは思わない」を選択された理由は何ですか。」に対しては、最も多かった内

容として「仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから」が約 26%であった。次いで「市政の内容がよく分からないから」が約 20%、「体力や健康に自信がないから」が約 18%と続く形となった。

第 7 問「伊丹市での情報の共有は進んでいると思いますか」という設問に対して、最も多かった内容が「どちらともいえない」で約 43%、次いで「あまり進んでいると思わない」が約 20%、「進んでいると思う」が約 18%と続く形となった。第 4 回見直し時のアンケート結果は、「どちらともいえない」が約 46%、「進んでいると思う」が約 30%であった。進捗度の比較としては、今回実施のアンケートにおいては情報の共有が進んでいると回答した方が約 20%、進んでいないと回答した方が約 28%に対して、第 4 回見直し時のアンケートでは進んでいると回答した方が約 32%、進んでいないと回答した方が約 15%であった。

第 8 問「あなたが市民と市が情報を共有できると思う方法はどれですか」という設問に対して、複数回答の中から最も多かった内容が「市ホームページや LINE、Facebook、Twitter などの SNS 等の電子媒体の活用など」で約 53%であった。ほぼ同率で「コミュニティ掲示板や回覧板など、自治会等を通じた情報提供」で、続く形となった。

第 9 問「あなたが知っている市民活動はどれですか」という設問に対して、最も多かった内容が「学校、地域の子育て支援に関する活動」で約 66%であった。次いで「地域住民等の親睦を図る活動」で約 63%、「地域防犯に関する活動」で約 62%と続く形となった。

第 10 問「あなたがこれまで運営者の一員として参加したことがある市民活動はどれですか」という設問に対して、最も多かった内容が「地域住民等の親睦を図る活動」で約 36%であった。次いで「学校、地域の子育て支援に関する活動」で約 34%、「環境保全、美化に関する活動」で約 29%と続く形となった。

第 11 問「今後、市民活動に運営者の一員として参加したいと思いま

すか」という設問に対して、「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」に加え、「参加したいが難しい」と回答された、市民活動に運営者の一員として参加したいとの意識が一定ある方の割合が約 62% となった。

第 12 問「問 11 で「3. 参加したいが難しい」、「4. 参加したいと思わない」を選択された理由は何ですか」という設問に対して、最も多かった内容は「仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから」で約 32%であった。次いで「体力や健康に自信がないから」で約 23%と続く形となった。

第 13 問「市民活動を支援するために市民まちづくりプラザで、今後どのサービスがより充実すれば良いと思いますか」という設問に対して、最も多かった内容は「市民活動に役立つ情報提供」で約 41%であった。次いで「その他まちづくり全般に関する情報提供」で約 32%、「市民活動に役立つ講座（パソコン講座、SNS 等活用講座など）」で約 31%と続く形となった。

第 14 問「伊丹市において、市民と市による協働は進んでいると思いますか」という設問に対して、最も多かった内容は「どちらともいえない」で約 55%であった。次いで「進んでいると思う」で約 20%であった。進捗度の比較としては、今回実施アンケートにおいては協働が進んでいると回答した方が約 21%、進んでいないと回答した方が約 20%であり、第 4 回見直し時のアンケートとほぼ同様の割合となった。

第 15 問「あなたが、市民と市が協働のまちづくりを進めるために大切だと思うことはどれですか」という設問に対して、複数回答の中で最も多かった内容は「情報を共有すること」で約 61%であった。次いで「従来の方法に固執せず、より良く変わる姿勢を持つこと」で約 58%であった。

第 16 問「これまで、あなたが話し合いを進める中で、熟議することを

意識できていましたか」という設問に対して、最も多かった内容は「どちらともいえない」で約 38%であった。次いで「あまり意識できていなかった」で約 24%であった。

第 17 問「まちづくり基本条例に、伊丹市の自治の基本的なルールとして、加えた方がいいと思われる内容がありましたら、ご記入ください」という設問に対しては、166 名の方から意見等をご記入いただいた。1 名の方が複数の内容のご意見を書かれているケースもあったため、意見提出人数と意見の内容数が一致するものではないが、意見内容の内訳としては、「特になし」が最も多く 65 件であり、次いで「各種個別施策への要望等」が 47 件であった。

条例改正に影響を及ぼす内容について、P.14 に記載のとおり、「既に条例において規定されている内容」、「他の個別法令、計画、その他の方法等で対応されている内容」に分類した。

第 18 問「まちづくり基本条例について、何かご意見がありましたら、ご記入ください」という設問に対しては、268 名の方から意見等をご記入いただいた。問 17 同様に、1 名の方が複数の内容のご意見を書かれているケースもあったが、意見内容の内訳としては、「なし」が 59 件と最も多く、次いで「各種個別施策への要望等」が 58 件であった。さらには「まちづくり基本条例の周知に関する意見等」が 37 件、「今回のアンケートでまちづくり基本条例を認識することができたという意見」が 30 件と続いた。

条例改正に影響を及ぼす内容について、P.17 に記載のとおり、「既に条例において規定されている内容」、「他の個別法令、計画、その他の方法等で対応されている内容」に分類した。

第 19 問「今後、まちづくり基本条例に関する情報をお送りしてもよろしいですか」という設問に対しては、全体で 202 名の方から「はい」との回答をいただくことができた。それらの方々には、今回の市民アン

ケート結果など、まちづくり基本条例に関する内容をお知らせしたいと考えている。

また、今後、例えば「まちづくり基本条例 PR 委員会等」を新たに募集する際や市民会議を開く際に情報を提供するなど検討することとしている。

第 20 問「回答者の年齢」に関する設問に対して、最も回答が多かった年齢層としては、「70～79 歳」で 258 件となっており、次いで「50～59 歳」で 247 件、「40～49 歳」で 240 件であった。

次に、市民アンケートの内容から見る相関性等の分析結果について、特徴的な内容をご説明申し上げる。

「まちづくり基本条例の認知度」について、年齢層が上がるほど認知度が高くなるといった傾向があった。

「市政への参画が可能な手法」について、年齢層が若くなるほど「電子媒体での意見の提出など」が多くなる傾向があった。

「市政への参画の関心度」について、年齢層が上がるほど参画への関心度がある一方、何らかの理由により参画が難しいと回答される傾向があった。

「参画が困難な理由」について、特に 30 代から 60 代にかけては「仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから」が主な要因であることに対して、年齢層が上がるにつれて「体力や健康に自信がないから」が増加傾向となった。

「情報の共有の進捗度」について、年齢層が高くなるほど、「進んでいると思う（「とても進んでいると思う」含む）」が増加傾向にあった。

「情報共有が可能な手法」について、年齢層が上がるほど「コミュニティ掲示板や回覧板など、自治会等を通じた状況提供」や「まちづくり出前講座や各課が実施する講座・イベントなど」が増加傾向にあった。一方、年齢層が若くなるほど「電子媒体の活用」が増加する傾向となっ

た。

「知っている市民活動の内容」及び「運営者の一員として参加したことがある市民活動」については、知っている市民活動の内容では年齢別では、さほど偏りがなかった。一方、参加したことがある市民活動においては、「学校、地域の子育て支援に関する活動」が主に 30 代から 50 代のいわゆる子育て世代において、非常に高い傾向となった。「地域住民等の親睦を図る活動」に関しては、総じてどの世代でも高い割合となった。

「市民活動への参加の関心度」では、参加への関心度についてはどの世代においても、概ね 7 割弱を占める結果となった。一方、年齢層が上がるにつれて、参加したいが何らかの理由により難しいという傾向にあった。

「市民活動への参加が困難な理由」について、20 代から 60 代の年齢層においては「仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから」が非常に高い割合を占めた。一方、年齢層が上がるにつれて「体力や健康に自信がないから」が増加傾向にあったことから、「参画が困難な理由」と同じような傾向が見受けられた。

年齢別から見たアンケート結果に続いて、その他の相関性に関する分析結果について、引き続きご説明申し上げる。

「まちづくり基本条例の認知度」と「まちづくり基本条例の各種内容の認知度」との相関性について、今回条例をはじめて知った方の中で認知度が高かった内容として、「熟議」、「地域自治組織」などが多い結果となった。この内容においては、条例自体は認知されていないが、条例に基づく各種制度はご存知であるという方が 387 名いた。

「まちづくり基本条例の認知度」と「運営者の一員としてイベント等に参加したことがある者」との相関性について、今回条例をはじめて知った方であったとしても、515 名の方が運営者の一員としてイベント等



に参加したことがあることが分かったことで、条例の内容が少しずつではあるが、地域に展開されているものと認識した。

「参画困難な方における参画可能な手法」について、いずれの参画困難な理由においても、「市の実施するアンケートや市民意識調査など」によれば、参画が可能であるとの回答が最も多かった。次いで「電子媒体での意見の提出など」が多く、従来の手法に加え、これら2つの手法を効果的に組み合わせることにより、さらなる参画の推進が期待できるものと考察した。

「情報の共有の進捗度が示す効果的な情報共有手段」について、「電子媒体の活用」、「コミュニティ掲示板や回覧板など、自治会等を通じた情報提供」、「市の実施するアンケートや市民意識調査など」が割合として高い結果となった。

会 長： クロス集計のコメントを各グラフの下段等に付記していただくとありがたい。

では、まず、阪神他市の条例等動向について、ご質問等あれば、各委員よりお願いしたい。

阪神間では伊丹市が最も条例改正をしているが、全国的に見ても条例改正を行っている自治体は少ないように思う。大きく条例改正したのは、最初に自治基本条例を策定した北海道ニセコ町ではなかったか。最近で改正があった自治体は石垣市で、住民投票の条項を削除する内容だったかと思う。

基本となる条例でもあり、自治基本条例は頻繁に改正される類の条例ではないかと思う。各自治体においてもそのような認識ではないか。

資料において、三田市の条文数が非常に多いがどのような内容なのか。

事務局： 各条文が非常に細分化されていると認識している。また、例えば「人材育成」や「財政の運営」など、個別の計画で定められるような内容についても、三田市は「まちづくり基本条例」において規定されており、

そういった要因により条文の数が他市と比較して多いと認識している。

会 長： 他市の条例においても、西宮市、芦屋市、川西市などは参画と協働に特化して策定されている自治体もあると認識した。

E 委員： 伊丹市においては、平成 30 年に総合計画やコミュニティに関する内容が盛り込まれたが、その改正以降、当該改正内容に関連してどのようなことが起こったのか、報告いただきたい。また、平成 30 年の改正に至った経緯が共有されると議論しやすいのではないか。

会 長： 別添参考資料の資料 6 が当時の答申書となっているが、改正後の動向について、総合計画や地域自治組織に関して報告をお願いしたい。

事務局： 総合計画においては、改正条文をもとに、伊丹市総合計画策定審議会においてご審議いただき、第 6 次伊丹市総合計画が策定された。

また、地域自治組織についても、現状 17 小学校区のうち、15 小学校区において設立された。併せて地域ビジョンも策定されている。

なお、これらの詳細な内容については、第 4 回の参画協働推進委員会の資料として作成することとしている。

会 長： 次に、市民アンケートに関してご意見をお願いしたい。また、アンケート結果より、条例改正の必要性についても、ご意見をいただきたい。

D 委員： 自分自身、伊丹市まちづくり基本条例を全く知らなかった。市民アンケートの結果を見ても、地域でのイベント等の参加率は高い一方、条例の認知度が低いことは残念である。まちづくり基本条例は市のホームページでも見るができると思うが、他にもっと気軽に見ることができる方法はないのか、教えていただきたい。

会 長： 市ホームページ以外で、SNS 等で周知しているのか。

事務局： 直近では、SNS 等を活用した新たな周知等は実施できていない。一方、まちづくり出前講座や出前授業等で紙芝居を用いるなど、条例の普及啓発は継続的に実施している。令和 2 年度の出前授業においては、受講前後においてまちづくりに関する関心度が約 40%から約 70%に伸

びるなど、一定の効果があつたものと認識している。

また、小中学校の社会科副読本においても、まちづくり基本条例の内容を記載しており、出前授業等と併せて児童生徒に対して普及啓発を実施している。

会 長： 別添参考資料の資料 8 に出前授業等の様子が掲載されている。条例普及啓発用のパンフレット等は最新の内容はあるのか。

(パンフレット配布)

C 委員： アンケートの結果を見る限り、自分自身、知らず知らずのうちに大体のまちづくり活動に関わっていると分かった。例えば、子育て世代の方は学校行事、PTA 活動などを通してまちづくり活動に関わりを持たれていると思うが、それらの活動の根底にはまちづくり基本条例があるという意識づけができるようなアピールをすれば、認知度や関心度に寄与するのではないか。

会 長： まちづくり基本条例等条例は、普段接する機会が少なく、市民生活に直結する内容でもないからかと思う。自分が関わっているまちづくり活動においても、根底にまちづくり基本条例があるんだけれども、そのたび意識しなくても活動できる。

B 委員： 市民アンケートの分析結果「年齢別の市政への参画の関心度」について、約 7 割の方が、機会があれば参画したいと回答されたことに対して、参画への意識が非常に高いと実感した。また、市民アンケートの問 10 「運営者の一員として参加したことがある市民活動」では、地域でのイベント活動が活発だと改めて認識できたが、コロナ禍において中止が相次いだ。約 7 割の方が参画への関心がある一方、限られた貴重な担い手により支えられているまちづくり活動が、コロナ禍が収束した際、再開できるのか不安を感じる。

これまで、まちづくり活動を支えてこられた方から、次世代の新たな担い手にどう引き継いでいくのかという点において、条例への意識づけ

が欠かせないものと認識した。

また、地域の方々によって実施される子ども食堂では、多様な人たちが参加するので、住民のみならず、各事業所や関係団体等との協働も重要であると考えます。

会 長： 市民アンケートの実施時期も、結果に影響していると思う。伊丹市の場合、市民まちづくりプラザにおいて、そのようなまちづくり活動を支援いただいているかと思う。

G委員： 現状の職務において、伊丹市のまちづくり基本条例を知ることができ、他市の自治基本条例を知ることができた。伊丹市の場合、まちづくりのルールとして、まちづくり基本条例があり、まちづくり推進課が組織されており、支援の中核として市民まちづくりプラザが存在しており、名称にそれぞれ「まちづくり」が入っており、この条例を分かっていたかきやすいのではないかと感じた。市民まちづくりプラザを知ってもらうことで、まちづくり基本条例についても、知ってもらうことができるのではないかとも思う。

令和2年度からは、公民館との連携により、これまで以上に多くの方々施設が施設を利用されているが、そういった方々にも、条例や施設について、周知する役割を市民まちづくりプラザが担っているのではないかと感じた。

会 長： 市民アンケートの問13では市民まちづくりプラザへの要望に関する設問があり、問14においては、協働の進捗に関する設問がある。これら設問に対する回答結果をご覧になって、どのように思われたか。

G委員： 市民まちづくりプラザ利用者に対して、様々なアンケートを個別に実施しているが、その結果から見ても協働が進んでいるとは言い難いところはある。市民活動について知らないという方も中にはいるが、利用者の中には、普段されている活動がまちづくり活動、市民活動であることに気付いていないだけではないかと感じている。

F 委員： 事務局からも説明があったが、伊丹市では地域自治組織が 17 小学校区中 15 小学校区において設立されているが、設立当初においては、組織の存在を知らない方や組織での活動内容を知らない方がいる中で、組織の運営方針など、これまで多くの内容について検討してきた。

今回の市民アンケート結果にもあったが、市民活動に機会があれば参加したいという方が 7 割近くいる中で、機会をどのように見つけてもらうかを考える際、役員として参加をお願いするものではなく、まずは得意分野において参加いただく形でご案内している。その中で、時間など可能であれば役員を担っていただくことにも繋がるかと認識している。

そのように機会を見つけてもらうことに加え、若い世代の参加を促すためにも、実施した活動などの情報発信が重要であると認識している。若い世代に効果的に情報発信する手法として、電子媒体の活用が重要であると考え一方、高齢者の方も多くいることから、従来の掲示板や回覧板を活用しつつ、ハイブリッドで情報発信していこうと考えている。

E 委員： 狭義の意味での住民ではなく、関係住民をもっと巻き込む形でまちづくりを実施する必要があると広く認識されている。自治基本条例における市民の定義の有無といった話もあるが、方向性として関係住民をまちづくりにいかに巻き込んでいくかということが、大きな課題になるため、居住する住民と関係住民が一緒にまちづくりに携わる仕組みづくりを考えるということが大事である。

また、コロナ禍においてデジタル化が一気に進む中で、若い世代への情報発信として、デジタル媒体の有効活用が重要と考える。小中学生に対しては、タブレットが配布されたこともあり、例えば、電子教材としてまちづくり基本条例の内容を盛り込むなど、市民参画の普及啓発活動などにも有効活用する必要があるのではないかと。

市民アンケートの内容において、Twitter や LINE といった項目があったが、伊丹市として SNS 等を有効活用している事例はあるのか。

事務局： 伊丹市での SNS 等のフォロワー数や活用事例を詳細に把握できていないが、西宮市で SNS 等を通じた市民意見聴取などを実施されていることは把握している。市民アンケートの結果を見ても、そのような手法を活用する必要があることは認識する一方、個人情報の取扱いなど課題があることも事実であり、慎重に検討してまいりたい。

E 委員： 市民アンケート等を実施するにあたり、SNS 等を活用できれば、非常に短期間で多くの回答を得られるため、積極的に活用すべきと考える。

会 長： 伊丹市のまちづくり基本条例において、市民について定義していないのは、まちづくりをするのは必ずしも住民だけではないという意識づけをするために、あえて規定していなかったのではないか。

デジタル媒体について、有効活用することでコストダウンや時間短縮が図られることに加え、資料として分かりやすいなど、大きなメリットがあるのではないか。一方、個人情報の取扱いなど SNS 等が抱える課題に対しては、慎重な対応が必要である。

A 委員： 条例一覧をみると、阪神間はまちづくりとつくものが多い一方、大阪の場合は自治基本条例という名称が多く、地域によって差がある。「まちづくり」と「自治」という表現の違いで市民の捉え方が違うのではないかと感じた。

市民アンケート結果においては、コミュニティと情報について、社会情勢が大きく変化する中で、重要な内容であると感じた。市民アンケート結果は、年齢別のクロス集計だけでなく、地域別の集計結果もあるといいのではないか。商業地や新興住宅地など地域によって意識の差があると思うので、コミュニティを考える時には、社会情勢、住環境の変化も考慮することが重要であると考えます。

情報については、市民アンケートで若い世代の回答率が低かったのは、母数が少なかったのか、若い世代の関心が低かったのか。実施時期が今年の5月ということであれば、市民アンケートの手法としてデジタル媒

体も活用しておれば、若い世代の回答率も伸びたのではないか。

豊中市では、オンラインサービスを受けるため、電子申し込みのシステムを導入している。他市の事例を参考にされてはいかがか。

デジタル媒体の活用にあたっては、個人情報の管理という観点だけでなく、情報の共有も重要である。どの担当課が対応するのか、どのように市内で共有するのか、市内での連携、協働が求められる。

市民アンケートの対象として、例えば、公募型協働事業提案制度に応募された団体に対して実施することも検討されてはいかがか。協働について認識している市民であるし、協働の担い手である市民活動団体がどれだけ育っているのかを知る指標になる。地域課題を解決するにあたり、組織づくりをどう支援するかということも参画と協働のまちづくりに必要だと思う。

会長：若い世代の回答率が低いことについては、現在の市民の年齢構成を反映したためではないか。また、10代の対象は18歳以上であり、母数が少ないことも考えられる。

アンケートにSNS等を活用することについては、国の調査等でも実施されているが、偏りが出る可能性があると思う。母集団の推定ではなく、SNS等を使用している人だけの意見を聞くこととなり、バイアスがかかるため、ケースに応じて使い分けが必要である。

今回の市民アンケートは広く伊丹市全体の調査ということもあったが、次回は公募型協働事業提案制度への応募団体に対してなど、対象を絞った形でアンケートを実施するなどの検討が必要と考える。一方、その場合、例えば、まちづくり活動に参加していない方々の意見聴取が困難になり、より参画と協働のまちづくりを進める上で、重要な意見を把握しにくいリスクもあるため、状況に応じて立体的な調査を実施する必要があるのではないか。

アンケートによる意見聴取が全てではなく、団体や今回情報提供可能

と回答された方に直接ヒアリングするという手法もないわけではない。  
他にもグループインタビューなど、様々な手法を検討されてはいかがか。

A委員：平成30年度のアンケート結果において、当時、参画協働推進委員会から指摘した内容について、どのような対応をされたのか、次回お示し  
いただきたい。

事務局：平成30年度の委員会において、条例の認知度も重要ではあるが、条例の内容がまちづくり活動等で根付いていくことも重要であるといったご指摘をいただいた。そのため、今回の市民アンケートでは、普段関わっている市民活動がまちづくり基本条例と紐づいているといった気付きを与えられるような内容を積極的に設定した。

会長：平成30年度のアンケート結果と比較して、情報の共有に関する設問について、進んでいると思われる方が減少し、進んでいないと思われる方が増加していることについて、何か要因はあったのか。

事務局：今回の市民アンケートは5月に実施したが、同じ時期に伊丹市において、新型コロナワクチンの接種予約受付が開始された。ワクチン接種の予約受付においては、高齢者より優先的に開始されたが、電話が繋がりにくい状態だったこともあり、インターネットからの予約受付も実施したところ、予約方法が分からないといった苦情が多く寄せられた。このように、アンケートの実施とワクチンの接種予約の時期が重なったことにより、情報の共有については、進んでいないという回答が増えたのではないかと推察している。

これらの事象についても、デジタル化の推進が重要であると認識しており、市民まちづくりプラザにおいて、オンライン会議のためのZOOM講座やLINE活用講座など、市民のデジタルスキルの底上げを図ることを目的に、まちづくり推進課と協働で取り組んでいる。

A委員：具体的な事例として、アイホールの今後に関して、市民参画等の観点からどのように考えているか。



事務局： 市民参画のあり方として、市民アンケートやパブリックコメントの実施など、様々な手法において実施していると認識している。その手法としては状況に応じて、適宜、必要と考えられる手法を取っていると認識している。アイホールの件においても、様々な議論がなされた結果、現在のところ、アンケートの実施が必要だという結論に至ったかと思う。

E 委員： 参画の手法という点において、平成 26 年度に実施された見直しにおいて、無作為抽出で市民アンケートを実施し、回答者の中からさらに無作為で市民会議の委員を選任したかと思う。それ以降、同様の手法において実施されたことはあるか。

事務局： まちづくり基本条例の見直しにおいては、平成 30 年度以降、実施していない。今回の条例見直しについては、市民活動を通じた条例の定着というひとつのテーマに沿って市民アンケートの設問を設定し、委員会においても、自治会連合会と市民まちづくりプラザより追加で委員を委嘱させていただいた。

一方、委員選任の手法については、無作為抽出によるものも含め、必要に応じて検討したい。

E 委員： 今回実施されたアンケートにおいても、市民参画やまちづくり活動への参加において、機会があれば参画、参加したいという方が多かったが、機会を作るための仕掛けが必要と考える。

事務局： 今回のアンケートにおいても、200 名を超える方からの情報提供が可能であるという回答結果を有効に活用したい。また、今回の市民アンケート結果をはじめ、見直しに関する情報の発信についても検討したい。

会 長： 今回のアンケートにおいて、参画等が難しい理由として多かった内容が「仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから」だったが、この内容は普遍的なものである。各分野においても、参画等が難しい理由として常に挙がる。自由記述の内容を含め、今回のアンケート結果を庁内で共有し、横断的に対策を講じることが参加・参画等の機会の創出

に繋がるのではないか。

情報提供が可能であるという 200 名は非常に貴重であるため、慎重に有効に活用していただきたい。

C 委員： 参加の手法について、簡素化を検討してほしい。学校での活動に向けてグループ化を検討した際、手続きが複雑であることから断念した経験がある。通学している生徒の保護者によって組織されるものであっても、非常に敷居が高いように感じた。

F 委員： 手続きは一定必要だと思う。笹原小学校の学校運営協議会において活動実績があるため、直接お話されてはいかがか。

会 長： 最低限の手続きは必要だが、可能であれば簡素化できればといいのではないか。

今のお話にもあったように、地域自治組織等において、例えば、地域を越えて直接やりとりをされるような事例ができれば、それがひとつのモデルとなり、活動の活性化や情報の共有に繋がると思う。

様々ご議論いただいたが、意見を拝聴する中では、条例改正に直結するような内容には至っていないかとお見受けしたが、本日その是非を決するものではなく、次回の委員会での内容も踏まえ方向性を決定したい。

運用については、平成 30 年度の見直し時の委員会での意見等も踏まえ、次回議論していきたいと思う。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いしたい。

事務局： スケジュールについて、資料 9 をご覧いただきたい。第 4 回参画協働推進委員会を 12 月 1 日（水）19 時よりに開催する予定としている。本日の開催時間と若干異なること、予めご了承いただきたい。会場は、東館の 301、302 会議室を予定している。

直田会長、有田副会長、白井委員、岡田（久）委員、中野委員におかれては、本年 10 月 31 日までの任期となっているが、継続してまちづく

り基本条例の見直し検討もお願いしたいと考えているため、次期任期についても、引き続き、委員をお願いしたいと思うが、よろしいか。

各委員： 問題ない。

事務局： 委嘱状の交付等について、改めてご連絡差し上げる。

会 長： スケジュール等について、ご質問等あれば発言をお願いしたい。

A委員： 第4回、第5回の残り2回で見直しについて検討すればよいのか。

事務局： 次回の委員会において、条例改正をしないとなった場合は、仰るとおり委員会の開催回数としてはあと2回を予定している。一方、条例改正をすることとなった場合は、改正内容についてご議論いただくため、令和4年度も継続して委員会を開催する予定としている。

会 長： 改正が必要ないとなった場合は、答申書の作成もあることから、次回第4回の委員会において、方向性を固めることになる。

以上で、本日の議事が全て終わったので、これで終了したいと思う。

事務局に進行をお返しする。

事務局： それでは、これで令和3年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。

以上の通り、令和3年度第3回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

(以下、署名2名。)